

基本的項目		
	問	答
1	赤ちゃんの1か月健診とは何か。	生まれてから概ね1か月が経過した時期に医療機関等で受ける健康診査です。
2	赤ちゃんの1か月児健診では何を診察するのか。	健診を実施する医療機関等によって異なりますが、費用助成の対象となる健診項目は、以下の項目です。 身体発育状況、栄養状態、疾病及び異常の有無、新生児聴覚検査・先天性代謝異常検査の実施状況の確認、ビタミンK2投与の実施状況の確認及び必要に応じて投与、育児上問題となる事項。
3	赤ちゃんの1か月児健診はお金がかかるのか。	赤ちゃんの1か月児健診は、健康保険は使用できない自由診療（自費診療）です。自由診療のため、こども医療費も適用外であり各医療機関で価格を決定しています。
4	赤ちゃんの1か月児健診の費用助成とは何か。	本来は自由診療のため、実費が発生しますが、上限6,000円まで、神戸市が負担します。こども1人に対して、費用助成は1回です。
5	費用助成を受けるにはどうすれば良いか。	神戸市1か月児健診費用助成実施医療機関で専用の受診券を使用して、健診を受診してください。
6	健診の費用が6,000円を超えたらどうなるのか。	健診費用が6,000円を超えた分は、保護者の方が実費を医療機関等にお支払いください。
7	健診の費用が6,000円を下回ったときは受診券が使えるのか。	受診券をお使いいただけます。ただし、おつりはお支払いできません。
8	受診券はどこで受け取れるのか。	妊娠届出時に交付します。 その他郵送での配布はしておりませんので、ご了承ください。
9	神戸市1か月児健診の費用助成を実施する医療機関はどこか。	別紙の一覧に記載の医療機関で実施しています。 なお神戸市1か月児健診の費用助成を実施していても、神戸市ホームページに掲載を希望しない医療機関もありますので、一度受診予定の医療機関等の受付にお問い合わせしてください。 <u>なお、県外での受診については、里帰り助成制度が使用できますので、そちらを参照してください。</u> <u>(Q.13以降参照)</u>
10	神戸市1か月児健診受診券は利用できない（費用助成を実施していない）医療機関等で受診した、返金は可能か。	兵庫県内の医療機関等で、神戸市1か月児健診費用助成実施医療機関等でない場合は、受診券の使用ができませんので、全額が自己負担となり、返金はございません。また、換金もできません。

基本的項目		
	問	答
11	こどもが生後1か月を過ぎていれば、いつ受けても費用助成の対象になるのか。有効期間はあ るのか。	1か月児健診の受診時期は原則、こどもが生後28日 から生後6週に達しない（生後41日）期間での受 診としています。それ以外の時期の受診は費用助成 の対象にならない可能性がありますので、受診予定 または受診した医療機関を通じて、神戸市家庭支援 課（078-322-6540）にお問い合わせいただくよう にご案内ください。
12	こどもが未熟児等で入院中の場合、受診券はど うすれば良いか。	未熟児や治療中等の理由で入院中であっても、神戸 市1か月児健診費用助成を実施する医療機関等の判 断で、受診券に適合する健診を実施し、診察した医 師のサインがある場合は受診券を有効と取り扱い、 1か月児健診費用助成の対象となります。 ただし、 <u>医療機関等の判断で健診ではなく保険診療 の治療を代わりに実施した場合など、受診券の記入 がない場合は、1か月児健診費用助成は受けられま せん。</u>

1 か月児健診における里帰り助成金（兵庫県外での受診）の申請		
	問	答
13	1 か月児健診の里帰り助成金の申請に必要な書類は何か。	①里帰り助成金申請書（様式第1号）、②受診券（原本）、③領収書の写し、④明細書の写し、⑤申請者（保護者）本人名義の口座確認書類のコピーをご用意ください。 ただし、里帰り助成金申請書は、1 か月児健診の枠がある、「神戸市妊婦健康診査・産婦健康診査・新生児聴覚検査・ <u>1 か月児健康診査里帰り助成金申請書</u> 」をご使用ください。
14	申請に期限はあるか。	妊産婦健診・聴覚検査と同じく、出生日（分娩日・妊娠の終了日）から8 か月以内に申請してください。
15	1 か月児健診を受診したが、神戸市の受診券を使用せずに受診し、妊産婦聴覚を先に里帰り助成金の申請をしてしまった。後から1 か月児健診だけ里帰り助成金の申請はできるか。	1 か月児健診だけで里帰り助成金をご申請いただけます。 <u>診察した医師の記入済の受診券と様式第1号の申請書、その他必要な書類を添えていただき、申請期限内に申請してください。</u> その場合、「神戸市妊婦健康診査・産婦健康診査・新生児聴覚検査・1 か月児健康診査里帰り助成金申請書」の1 か月児健診の箇所だけ記入してください。
16	1 か月児健診の里帰り助成金の申請は、父親等の保護者でも可能か。	1 か月児健診のみ、または1 か月児健診と聴覚検査の2つだけを申請する場合は、申請者は保護者等でも構いません。その場合、口座名義人と申請者は同じにしてください。 妊婦健診や産婦健診もまとめて申請する場合は、申請者及び口座名義人は妊婦（産婦）本人となります。